平成２３年（フ）第３０９号
新潟市南区七穂821番地２、前住所新潟市秋葉区新津緑町21番地
債務者　栗林　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１０号
新潟市南区七穂821番地２、前住所新潟市秋葉区新津緑町21番地
債務者　栗林　純子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２３号
新潟市中央区女池上山１丁目８番９号　シュロス上山101号、前住所新潟市東区石山５丁目３番17号　ハイツ石山205
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２１号
沖縄県那覇市安里２丁目６番23―306号サンハイム喜納Ａ棟
債務者　儀間千代子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２号
秋田県能代市落合字下前田66番地12　リラックス101号
債務者　工藤　千春
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１２６号
福島県いわき市四倉町狐塚字東原47番地の２市営住宅９
債務者　江尻　光一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５７０号
仙台市太白区長嶺10番２号
債務者　大槻　正喜
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
仙台市宮城野区新田東３丁目８番地の５　サンヴァーリオ新田駅前Ｖ―702、従前の住所仙台市宮城野区白鳥２丁目31番36号　レオパレス白鳥207
債務者　植田　正明
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
茨城県日立市大久保町５丁目４番34号
債務者　青木　　友
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第６８号
茨城県高萩市大字高萩44番地の１　高萩パークハイツ202
債務者　湖口　　弘
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２９３号
岐阜県各務原市三井北町１丁目333番地
債務者　森　　健
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９４号
岐阜市雲井町２丁目15番地１
債務者　松原田加子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９６号
岐阜市千手堂南町２丁目19番地　南荘26号室
債務者　星野　正人
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
岐阜県本巣郡北方町平成１丁目11番地
債務者　清水　リサ（旧姓牛丸）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
岐阜市加納八幡町70番地１
債務者　岩田　朋美（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
岐阜市三田洞東３丁目18番７号
債務者　加藤　弥生（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
静岡県掛川市下垂木1868番地の３
債務者　山中　　磐
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係